

## グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関するガイドライン検討会（第1回）

### 議事要旨

日 時：令和4年10月20日（木）9:30~11:00

開催方法：オンライン開催

参加者：委員名簿（別紙）参照（大橋委員及び柳委員は欠席。大橋委員については、あらかじめ文書で提出された御意見を事務局が代読。柳委員については、会合後に文書で御意見を事務局が受領。）

議題：①ガイドラインの趣旨、基本的考え方及び構成並びに今後の対応  
②共同の取組

#### ①について

##### <ガイドラインの趣旨>

- 本ガイドラインの対象範囲については、SDGsの各目標間のトレードオフも指摘されており、温室効果ガス削減に向けた取組とすることに賛成である。
- 本ガイドラインの対象範囲については、大枠として、温室効果ガス削減に向けた取組を中心とすることに賛成である。ただし、温室効果ガス削減だけではなく、カーボンニュートラルが中心としつつ、外延はやや広くともよいのではないか。この点について、具体的には、リサイクルなど他の環境関連の取組に関しては外延に含めて良いのではと考える。他方で、環境以外のSDGsに係る取組への適用可能性については示唆する程度が適切と考える。
- 本ガイドラインの対象範囲は、脱炭素のような一大転換を推進するに当たり、国、自治体、消費者及び事業者が2030年、2050年に向けて、昨年10月の閣議決定に基づくアクションをとっていくことを踏まえた競争状況を前提とした独禁法の適用について、とすることに意味があると考えます。
- 本ガイドラインの対象範囲については、温室効果ガス削減の問題は、ほぼ全ての政策課題に関わってくるはずであり、温室効果ガス削減に限定しても本ガイドラインの対象は結果として広範なものとなるのではないかと考える。温室効果ガス削減に向けた取組を中心とした対象とすることに基本的に賛成である。
- 今回、ガイドライン作成にあたって、折角の機会なので、従来のガイドラインとは姿勢を異にし、踏み込んだものにするのが、公取委のスタンスを世界に示す意味でも、また独禁法の執行における事業者の予見性を確保する上でも、良いのではないかと考える。
- 本ガイドライン案は温室効果ガス削減に係る取組を中心に記載されているが、人権や経済安保などより緊急性が高い課題もあるのではないかと考える。

##### <基本的な考え方>

- グリーンに係る商品・役務については事業者間の競争を前提とすべきではあるが、新たに生み出された技術については、事業者間で共有することが社会全体の便益につながるという発想も必要ではないか。
- グリーン関係の取組の多くは問題にならないとの基本スタンスについて、性善説に立てば問題ないが、いわゆる SDGs ウォッシュやグリーンウォッシュに留意する必要があると考える。
- グリーン関係の取組の多くは問題にならないとの基本スタンスについては、適当と考えている。本ガイドラインで一番大事なことは、事業者の萎縮効果を払拭することである。ただし、グリーンウォッシュの可能性は排除できず、この点、注意喚起を図る意味で、「グリーンウォッシュ」という文言を本ガイドラインに盛り込むことを検討してもよいかもしれない。
- 長期的な観点で生じる環境上の便益が公共の利益との関係で、どの程度考慮されるのかを明確化するのが良いのではないか。
- グリーン社会の実現については、今は存在しない技術の芽を生み出すという観点が重要である。
- 独占禁止法の厳正な執行がグリーン社会の実現に向けて積極的な貢献をする場合についてもう少し具体的な記載があっても良いのではないか。グリーンに係るイノベーション阻害行為に対して独占禁止法をいわば「剣」として用いることによりグリーン社会の実現に寄与し得ることを明記してはどうか。
- 競争促進効果を明確に定義するのではなく、競争促進効果の具体例を挙げるにとどめることも考えられるのではないか。なお、我が国においては、社会公共目的の考慮を通して、市場外における利益の一部については実際上評価に取り込んできたようにも思う。
- 競争促進効果の考慮にあたっては、事業者側が十分に説明責任を果たすことが重要であることを明記してはどうか。事業者の主張を踏まえた上で、公正取引委員会が批判的な目で吟味することが重要であるように思う。

#### <ガイドラインの構成>

- 本ガイドラインの全体の構成については、現行の独占禁止法に沿って、シロ、クロ、グレーを示すことに賛成である。ただし、共同の取組において脱炭素以外の目的を有する場合があるかもしれない。そのような場合は、相談により懸念を払拭することになるものと理解する。
- 本ガイドラインの構成は、垂直的制限、優越的地位の濫用、企業結合も含む包括的なガイドラインとなっているが、こうした構成には賛成である。欧州においても、EU加盟国では様々な議論があると承知しているが、欧州委員会における具体的な議論は、これまでのところ、基本的に、「水平」、すなわち、水平ガイドラインの改定に限定されているようである。グリーン成長の文脈では、垂直的制限、優越的地位の濫用、企業結合も問題とな

る局面があるように思われるため、包括的なガイドラインには価値があり、日本は本ガイドラインを出すことで、世界の中でも一歩先んじることになるように思う。

- 共同の取組だけではなく他の行為類型も包含した包括的なガイドラインの策定を目指すことに賛成である。
- 一般論として、考慮基準を明確化することは、違法性の理解に資するようにも思われるが、結局のところ基準のあてはめが必要になるものであり、そのあてはめ方について誰でも理解できるような説明をすることは、独占禁止法に限らずあらゆる法律分野でも実現できておらず、考慮基準を明確化することは難しい。想定例を挙げるという原案の方向でよいと思う。
- リスクのあるケース、ないケースが明らかな事例を中心に載せるのではなく、事例のどの要素を変更すると結論が変わるのかを分かりやすく示すことで、事例の内容や当てはめの仕方を工夫できないか。
- 具体例の後ろにどのような思考過程で違法・適法となるのかについて少し分析のコメントが添えてあると更に分かりやすくなるように思う。

#### <今後の対応>

- 本ガイドラインの継続見直しは、市場の変化のスピードを踏まえると、是非、やってほしい。
- 本ガイドラインは今後随時見直すとのことだが、現代は、デジタルを含め経済情勢の変化が急なので、随時の見直しは、独禁法ガイドライン全般に求められているといえるのではないか。

#### ②について

##### <セーフハーバー>

- 企業が直面するであろう実態に即して踏み込んだ記載にする観点では、実務的な情報交換方法の明確化やセーフハーバー基準の明確化などがあるのではないか。
- セーフハーバーについては、適切なものを示すことができるのであれば、事業者にとって分かりやすくよいと思うが、実際のところ設けるのは難しいのではないか。定性的な説明にとどめるのが現状は適当と思われる。
- セーフハーバーについては、設定が難しく負担が多いわりに、メリットはないのではないか。他のガイドラインに記載されている程度で書く分には良いが、今ここで新たに考えるのは負担が大きい。当面セーフハーバーはいらないのではないか。

##### <その他>

- 我々は自由競争、独占禁止法による規制下で事業活動を行いたいと考えており、本ガイドラインを含め、公正取引委員会の競争政策に対する期待はとても大きい。

- 本ガイドラインにおいて、グリーンを取組に対し総余剰基準を採用した場合は、社会全体への何らかの好ましい効果があれば評価されることになるかと理解しているが、枠組みが不明確となると予想されるため、消費者余剰基準を維持することが実効的だと考える。
- 企業結合審査については、経済分析をこれまで以上に実施していただく必要があると考えている。その上で、経済分析について、二つの課題がある。一つは、昨年10月の閣議決定を遵守していくためには、装置の大幅な入替えが不可欠であり、そのような入替えを前提にした経済活動においては、消費者余剰の計算の際に、変動費のみならず固定費を算入することが適切ではないか。これにより総余剰基準を採用しなくとも、適切な回答を導き出すことが可能ではないかと考える。もう一つは、審査における経済分析の取り扱い。グリーンを取組については、競争政策が機能する限り、産業政策ではなく競争政策で進めるべきと考えているが、そのためには、公正取引委員会に、当事会社の経済分析に対する評価や自ら実施した経済分析の結果を公表し、経済学その他の英知を集約して欲しい。企業側も経済分析を中心とする審査を受け入れる覚悟や、データの収集・提供、自ら経済分析に取り組む努力が必要であると覚悟している。
- 競争政策と環境政策とで、それぞれの政策評価において分析対象となるタイムラインが異なっており、整合性をとるのが難しいと感じている。EUなどでは公的機関による関与、例えば基準の設定や補助金の支出についても議論されているが、今回のガイドラインではどのように取り扱うべきかが気になっている。
- グリーンの分野については、環境規制による不利益と反競争行為により生じる不利益とを混同しないことが肝要である。これは環境政策に対する注文であるが、環境規制からの負荷を明確にすることで、競争促進効果としての評価が容易になると考えられ、産業界における分業体制の構築や得意分野への集中にもつながっていくと考えられる。これに加えて設備の入替え、国際競争力などにおいて、いずれも効率性が問題となってくるものであり、効率性はまさしく競争政策の得意分野であり、その意味で環境規制を実現していく中でも競争政策の観点是非常に有効と考えている。
- 経済界の立場から言うと、共同開発等の共同行為の必要性は増している。正当な目的で会合を行っていても、本来の目的から離れた情報交換等を行うことは厳に慎まねばならない。これまで以上にコンプライアンスを徹底する必要があると考えている。
- カーボンプライシングが導入されても、企業としての自助努力で対応したい。価格転嫁についてのカルテルを独占禁止法の適用除外としてもらうようなことは、円安や原材料高騰などへの対応と同様に、想定していない。産業政策による直接的な指導や規制は、企業の自助努力や競争政策では対応に限界があることが判明しない限り不要である。まずは競争政策により対応すべき。
- 行政指導を始めとする官公庁の関与に関する独占禁止法上の考え方についても記載を追加してはどうか。カルテルなどの独禁法違反に関し、官公庁の担当者が理解を示したり、同席していたりしても、独占禁止法上問題となる。こうした点については、既に広

く知られた考え方ではあるが、企業の理解の促進を図るためには、念のためそのような記載をガイドラインに追加してもよいのではないか。

- 一朝一夕にいかないのがグリーン社会の実現であり、非財務的な問題、社会的要請への対応など企業は大変と思うが、随時、有価証券報告書やホームページで情報を公開してほしい。消費者もそれを見て、真剣に取り組んでいる企業を応援していく。そういった好循環を作り上げていくことが大切だと思う。
- 共同の取組の検討フローチャートに関して、競争制限効果と競争促進効果が認められる行為については、競争制限効果と競争促進効果が同じような重み付けで記載されている点が気になった。競争制限効果が一応認められるにも関わらず、競争促進効果を踏まえて適法になる場合はどちらかと言えば例外的であるから、そのような観点を明確に記載することも考えられるのではないか。

以上

(文責：公正取引委員会事務総局 速報のため事後修正の可能性あり。)

グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関するガイドライン検討会  
委員名簿

大内 政太	日本製鉄株式会社 常務執行役員
大橋 弘	東京大学公共政策大学院教授・副学長
座長 岡田 羊祐	一橋大学大学院経済学研究科教授
川濱 昇	京都大学大学院法学研究科教授
河野 康子	(一財)日本消費者協会 理事
高宮 雄介	森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士
柳 武史	一橋大学大学院法学研究科准教授

(五十音順、敬称略、役職は令和4年10月現在)